



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

12	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
13	〃	(〃).....	1
14	〃	(〃).....	1
15	〃	(〃).....	2
16	〃	(〃).....	2
17	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
18	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	3
19	〃	(〃).....	4

告 示

和歌山県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
さかい耳鼻咽喉科 クリニック	紀の川市貴志川町井ノ口1576-1	耳鼻咽喉科に関する 医療	酒井章博	平成 26. 1. 1

和歌山県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
切目屋調剤薬局中 屋敷支店	田辺市中屋敷町68番-4	—	坂本憲一	平成 26. 1. 1

和歌山県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
切目屋調剤薬局下 三栖岩屋支店	田辺市下三栖字岩屋1483-23	—	小森美佐	平成 26.1.1

和歌山県告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人南紀 白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703番地	訪問看護	訪問看護ステーション南紀	平成 26.1.1

和歌山県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
たんぼぼ薬局和歌山医大前店	和歌山市紀三井寺811番の62	北村早季江	平成 26.1.1

和歌山県告示第17号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 岩出ファッションモール
和歌山県岩出市中迫字塚本134番1 外5筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年8月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,082㎡
- 6 駐車場の収容台数
86台
- 7 駐輪場の収容台数
22台
- 8 荷さばき施設の面積
25.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
19.6㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後8時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 14 届出年月日
平成25年12月19日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部農林経済課（岩出市西野209番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年1月10日から同年5月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
塩津（102）（Ⅰ-90013）、塩津（103）（Ⅰ-90014）、塩津（104）（Ⅱ-90047）、塩津（105）（Ⅱ-

90048)、塩津(106)(Ⅱ-90049)、塩津(107)(Ⅱ-90050)、塩津(108)(Ⅰ-90016)、塩津(109)(Ⅱ-90051)、塩津(110)(Ⅱ-90052)、塩津(111)(Ⅱ-90053)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

市坪川右支溪(1-301-1-037)、獄川(1-301-1-038)、市坪川左支溪(1-301-1-039)、市坪川右支溪(1-301-2-018)、市坪川左支溪(1-301-2-020)、土屋林(Ⅰ-662)、市坪(Ⅰ-664)、市坪(Ⅰ-3511)、市坪・土屋林(Ⅰ-3512)、市坪(3)(Ⅰ-3637)、市坪(202)(Ⅱ-2363)、市坪小沓掛(Ⅱ-2364)、市坪(304)(Ⅲ-1272)、市坪(305)(Ⅲ-1273)、市坪(306)(Ⅲ-1274)、市坪(307)(Ⅲ-1275)、市坪(308)(Ⅲ-1276)、市坪(309)(Ⅲ-1277)、市坪(310)(Ⅲ-1278)、市坪(313)(Ⅲ-1283)、市坪(314)(Ⅲ-1284)、大窪(308)(Ⅲ-1290)、市坪(102)(Ⅱ-90065)、市坪(101)(Ⅱ-90064)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)